

# 特集 練馬から広げようエコの“<sup>わ</sup>環”

## はじめに

21世紀は「環境の世紀」といわれています。しかし、現在も世界各地で地球温暖化を象徴するような深刻な現象が起きています。

このような地球温暖化の原因は、人間の活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスであることがほぼ確実視されています。地球温暖化は、地球全体の問題として、その防止のために世界各国がそれぞれの責任と役割を自覚して行動することが求められています。

平成17(2005)年に発効した京都議定書は、その目標を達成するための第1約束期間(平成20(2008)年～平成24(2012)年)に入っています。

こうした中で、区では、平成21年3月に、地球温暖化の推進に関する法律に基づき、「練馬から広げようエコの“環”」を基本理念に、区民、事業者、区が協働して地球温暖化対策を進めるために「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

ここでは、地球温暖化問題と練馬区の対策の歩みを紹介します。

## 1 地球温暖化問題とは

### 熱くなる地球 = 地球温暖化は代表的な [ 地球環境問題 ]

平成19(2007)年2月、IPCC\*が公表した地球温暖化に関する報告書(第四次評価報告書)は、世界中に大きな衝撃を与えました。

この報告書では、まず、

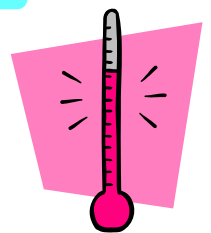
人為的な温室効果ガスが温暖化の原因であることはほぼ確実である(そうである確率は「90%を超える」としたうえで、その影響として、

2100年には、平均気温が最大予測で6.4(最良推定値1.8~4)上昇する

2100年には、海面水位が最大予測で59cm上昇する

と推計しています。

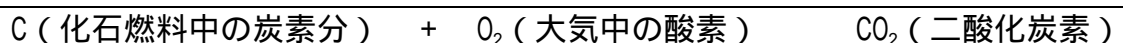
また、大規模な水不足の発生、異常気象の頻発、生物種の絶滅の増加、食料生産の減少、熱波・洪水・干ばつによる疾病の増加など深刻な影響を予測しています。



\* IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change) = 気候変動に関する政府間パネル  
 地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のため、国連環境計画と国連の専門機関である世界気象機関が共同で 1988 年に設立した、国際的な専門家で作る気候変動に関する政府間機構。地球温暖化に関する最新の知見を評価することを業務としています。  
 もともと、世界気象機関(WMO)の一機関で、気候変動枠組条約とは直接関係のない組織でしたが、同条約の交渉に IPCC の報告書が活用され、また、条約の実行にあたり、科学的調査を行う専門機関の設立が遅れたことから、IPCC が当面代行することとなり現在に至っています。IPCC 自体は、各国への政策提言等を行うことはありませんが、国際的な地球温暖化問題への対応策を科学的に裏づける組織として、間接的に大きな影響力をもっています。

## 地球温暖化（その1 地球温暖化とは）

私たちは、日常営んでいる生活や事業活動の中で、さまざまな食材や物資を購入し、使用し、そして不要になったものを廃棄しています。また電気・ガス・ガソリンなどのエネルギーを消費しています。これらの購入・使用・廃棄に伴い、直接または間接的に、石油などの化石燃料を燃焼させます。その化石燃料の燃焼によって、二酸化炭素が排出されます。



ガスやガソリンを直接燃やせば、直接二酸化炭素が生成されます。電気を使った場合も、その発電に化石燃料が使われているので、そこから二酸化炭素が生じます。

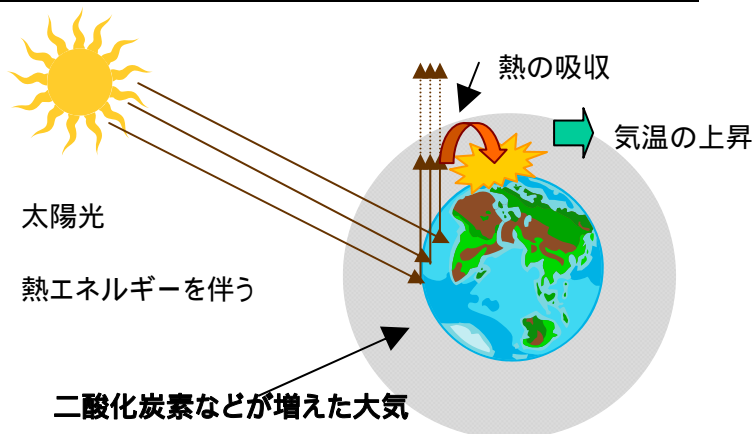
また、日常の食材や物資の生産、運搬、消費、廃棄の過程でもそれぞれ電気やガスなどのエネルギーが使用され、二酸化炭素が排出されます。

こうしてみると、私たちの生活や事業活動における行動のほとんどすべてが、二酸化炭素の排出の原因になっていることが分かります。

二酸化炭素の排出量は、生活が豊かになり、物資やエネルギーの使用が増えるにしたがい増加してきました。実際、産業革命以前には約 280ppm (0.028%) で安定していた二酸化炭素濃度が、産業革命以降急速に増加し、現在では 380ppm (0.038%) くらいまで上昇しています。そしてこのままのペースで二酸化炭素の増加が続けば、21 世紀末には 700ppm (0.07%) を超えるものと予想されています。

二酸化炭素そのものには毒性はほとんどなく、この程度の濃度で直接的に人間や生物に大きな影響を与えることはありません。しかしながら、二酸化炭素には熱を吸収する(正確には熱放射である赤外線を吸収し、再放射する)性質があります。

現在の地球の表面の気温は平均 +15 程度です。もしも、大気中に、二酸化炭素などの熱を吸収する気体が無かったら、地球の表面の気温は -18 程度になると試算されていま



す。実際の気温がこの試算より 33 も高いのは、熱を貯める効果のある二酸化炭素などの気体（「温室効果ガス」と呼ばれます。）が、地球表面から宇宙に放出される熱エネルギーの一部を吸収し、大気を“暖めている”ためです。

しかし、二酸化炭素などの温室効果ガスが増えすぎると、今度は、この温度バランスが崩れ、気温が上昇してきます。これが「地球温暖化」問題です。

## 地球温暖化（その2 地球温暖化の影響）

地球温暖化による“急激な”気温上昇は、さまざまな問題を引き起こすといわれます。例えば、つぎのような問題の発生が懸念されています。

極地の氷などが溶けて海面が上昇し、海岸線が後退し陸地が水没する。

高温地域での疾病が高緯度地方にも広がる恐れがある。

気候変動の幅が大きくなり、極端な天候の発生が多くなる（例えば、台風の大型化など）

気候変動の結果、植生に変化が生じるため、食料生産への影響が懸念される。

これらの影響が相乗的に起これば、予想もつかないような異常な事態が発生する可能性もあります。

## 地球温暖化（その3 地球温暖化対策の取り組み）

地球サミット（平成 4(1992)年、ブラジル リオ・デ・ジャネイロ）

約 180 か国と EU、1 万を超える NGO が参加した環境と開発に関する国連会議（UNCED）。持続可能な開発をめざし、世界の今後の環境保全のあり方を指し示す「リオ宣言」や 21 世紀に向けた行動計画「アジェンダ 21」などが採択され、また地球温暖化防止のための枠組みを定める気候変動枠組条約の批准が開始されました。

気候変動枠組条約（平成 6(1994)年発効）

大気中の温室効果ガス濃度の安定化を究極の目標とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定める条約。地球サミットで批准開始され、平成 6(1994)年に発効。温室効果ガスの排出・吸収に関する目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締結国の義務としたうえで、先進締結国には、温室効果ガスの排出量を平成 12(2000)年に平成 2(1990)年のレベルに戻すことを目的とする政策措置をとることを義務化しました。

地球温暖化防止京都会議と京都議定書（平成 9(1997)年）

京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締結国会議（COP3）。温室効果ガスの国別削減目標が合意されました。削減目標は、各国ごとの排出量を、平成 20(2008)年～平成 24(2012)年の間に、基準年（平成 2(1990)年、一部平成 7(1995)年）のレベルより次表のとおり削減するというものです。（日本、アメリカ合衆国、EU のみ表記）

	日本	アメリカ合衆国	EU
1990年(一部1995年)排出量を基準とした、2008～2012年間の排出量の削減率	6%	7%	8%

このうちアメリカ合衆国は、後に、京都議定書から離脱

その後も、毎年、気候変動枠組条約の締結国会議が開かれ、京都議定書の削減目標の具体化等に向けて、さまざまな調整が行われています。平成13(2001)年の第7回締結国会議(COP7、マラケシュ)では、京都議定書の実行ルール(いわゆる京都メカニズム=国際排出量取引、クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施)が合意されました。

京都議定書の発効(平成17(2005)年)

そして、平成16(2004)年、ロシアが京都議定書を批准したことにより、同議定書の発効要件(75か国以上が批准、1排出抑制義務を負う先進国(日本、EU、アメリカ、ロシアなど)のうち平成2(1990)年温室効果ガス排出量の55%以上を占める国が批准)を満たしたため、平成17(2005)年2月16日、京都議定書が発効しました。

議定書合意から7年を経て、議定書の国別削減目標を達成することが批准国の法的な義務になりました。

北海道洞爺湖サミット(平成20(2008)年)

平成20(2008)年、京都議定書における温室効果ガス削減目標を達成するための第1約束期間(平成20(2008)年～平成24(2012)年)に入りました。

同年7月に開催された、北海道洞爺湖サミット(主要国首脳会議)では、日本が議長国を務め、平成62(2050)年までに、世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減させるという長期目標を、国連気候変動枠組条約の全ての締結国と共有し、採択することを求めることで、参加国による意見の一致をみました。

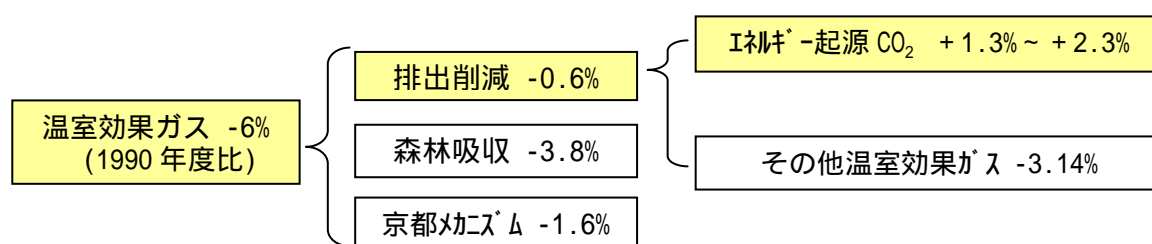
## 地球温暖化(その4 日本の動き)

日本では、京都会議の合意を受けて、平成10(1998)年に地球温暖化対策推進大綱を決定し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「地球温暖化対策推進法」)を制定しました。この法律は、政府や地方自治体にその業務に関する温室効果ガスの抑制のための措置を定める計画(=実行計画)の策定を義務づけるなど、先行的な温暖化対策を推進するものです。

平成14(2002)年には、日本は、COP7の合意を受けて京都議定書を批准し、地球温暖化対策推進法の改正などを行い、京都議定書の義務を果たすための政策を推進することになりました。そして平成17(2005)年2月の議定書発効を受け、4月に、政府は「京都議定書目標達成計画」を決定し、目標削減率をそれぞれの対策に配分するとともに、国民、事業者、政府、自治体それぞれにおける対策を本格的に推進するための取り組みを決定しました。

政府は、京都議定書目標達成計画に定められた目標、施策について平成19(2007)年に検討を加え、その結果に基づき、平成20(2008)年3月、京都議定書目標達成計画を全部改定しました。

## 京都議定書目標達成計画（改定）における温室効果ガス削減の内訳



京都メカニズムは、海外における日本による排出量削減の取り組み（CDM）、排出量取引など、海外からの排出量枠の獲得のことです。

京都議定書目標達成計画は、地方自治体に対し、従来から地球温暖化対策推進法により義務化している「地球温暖化対策実行計画」の策定等を強化するとともに、地域の温暖化対策計画（＝地域推進計画）の策定に努めることを求めています。

北海道洞爺湖サミットが開催された平成 20（2008）年 7 月には「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定されました。この計画は、わが国の長期目標として、平成 62（2050）年までに、温室効果ガス排出量を現状から 60%～80%削減することを目標とするものです。

### 地球温暖化（その 5 東京都・特別区の動き）

#### 東京都の動き

東京都は、平成 20（2008）年 3 月、「東京都環境基本計画」を策定し、平成 12（2000）年を基準として、平成 32（2020）年までに東京都の温室効果ガス排出量を 25%削減する目標を掲げました。これは、地球温暖化対策推進法に基づく、都道府県が策定する「地球温暖化対策地域推進計画」に相当するものです。

さらに、同年 7 月、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「東京都環境確保条例」）を改正し、大規模な温室効果ガス排出事業者に対する総量削減義務と排出量取引制度を新たに導入するなど、地球温暖化対策を強化する規定を定めました。また、平成 28（2016）年度までに都内で 100 万 kW 相当の太陽エネルギーの利用拡大を図るため、助成などに取り組み始めています。

#### 特別区の動き（特別区長会の共同宣言と共同事業）

京都議定書の発効を受け、東京 23 区の区長でつくる「特別区長会」では、平成 17（2005）年 2 月 24 日、二酸化炭素などの排出抑制、循環型社会の形成、みどりのネットワークづくりなどについて、これまで以上に連携して取り組む決意を示す共同宣言を行いました。

平成 18（2006）年度には、地球温暖化防止特別区共同事業の重点プロジェクトの一つとして、23 区共通で温室効果ガス排出量の推計を行うことができる手法を開発・整備しました。

平成 19（2007）年度は、さらに都内市町村と連携し、オール 62 市区町村共同の事業を実施するとともに、10 月に共通課題を明確にした共同宣言を行いました。平成 20（2008）年度は、共同宣言に沿って、CO<sub>2</sub>削減につながる活動の普及・省エネルギーの促進・温室効果ガス排出抑制、みどりの保全と地球温暖化対策を推進するための連携体制構築、などの事業を展開しました。

## 2 練馬区の状況

### 練馬区地域省エネルギービジョンの策定（平成 18 年 2 月）

区では、地域における新たな省エネルギー対策を本格的に推進し、練馬区の地域における省エネルギー対策および地球温暖化対策に係る区の方針を確立するとともに、区民・事業者・区の省エネルギーの取り組みを推進するための枠組みを構築することを目的に、平成 18（2006）年 2 月に「練馬区地域省エネルギービジョン」（以下、「省エネビジョン」）を策定しました。

策定は、公募区民、事業者団体、エネルギー事業者、教育関係者および学識経験者、省エネルギーセンター職員、東京都職員、区職員からなる「練馬区地域省エネルギービジョン検討委員会」と、区職員からなる「庁内省エネルギー推進会議」が中心となって行いました。

調査の結果、練馬区内の活動に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量が大幅に増大していること、民生家庭部門の排出量が二酸化炭素排出量の大きな部分を占めていることなどが判明しました。この結果を受け、区における削減目標を設定し、区の施策に関する基本方針、施策等について将来ビジョンを示しています。

省エネビジョンは、平成 21（2009）年 3 月策定の「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」へ引き継がれました。

### 練馬区環境基本計画 2001-2010 の改定（平成 19 年 9 月）

平成 19（2007）年 9 月に、「練馬区環境基本計画 2001-2010」を改定し、その中で、「資源やエネルギーを大切に使う循環のまち」を望ましい環境像の一つとして掲げ、これを達成するために、温室効果ガス削減の取り組みに着手することなどを基本目標としました。（環境基本計画の概要は 26 ページを参照のこと。）

## 3 練馬区地球温暖化対策地域推進計画の策定

区では、これまで、環境基本計画や省エネビジョンに基づき、省エネルギー対策、地球温暖化対策に取り組んできましたが、省エネビジョン策定以降、京都議定書目標達成計画が改定され、国や東京都が中・長期的な温室効果ガスの削減目標や対策等を示した計画を策定しています。練馬区においても平成 18（2006）年 12 月に「みどり 30 推進計画」を策定し、環境面に大きな効果があるみどりを保全し、創造する取り組みを一層強化するなど、地球温暖化への対応が変化してきています。

このため、省エネビジョンに代わる新たな地球温暖化対策の枠組みを構築する必要が高まってきました。

練馬区地球温暖化対策地域推進計画（以下「地域推進計画」）は、平成 19（2007）年度から策定作業に着手し、素案および計画案に対するパブリックコメントを経て平成 21

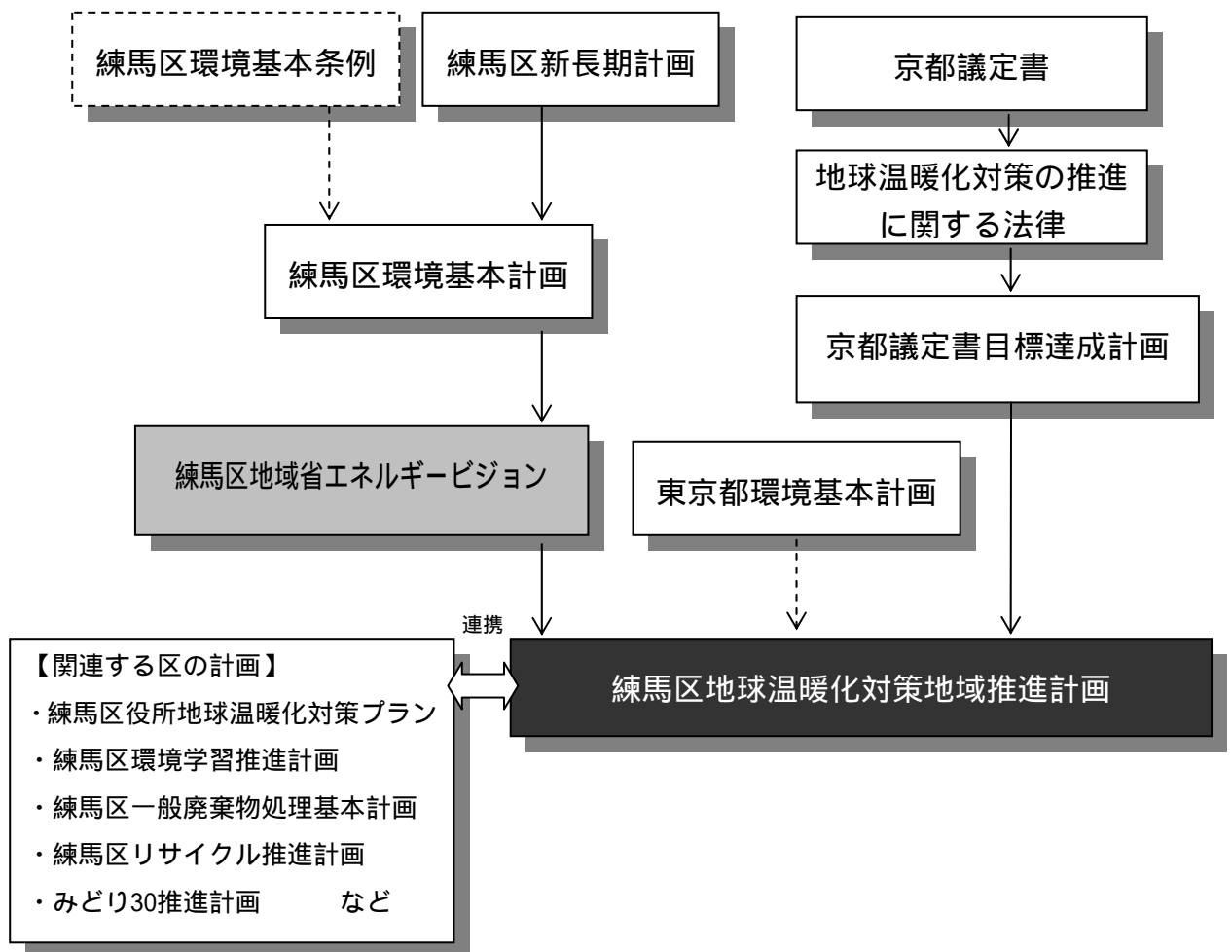
(2009)年3月に策定しました。

## 計画の目的・位置づけ・対象とする温室効果ガス

### (1) 計画の目的・位置づけ

地域推進計画は、京都議定書目標達成計画や東京都環境基本計画を踏まえ、練馬区の自然的社会的条件に応じて、練馬区全体に係る地球温暖化対策を総合的、計画的に推進することを目的とします。また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画であるとともに、区の環境基本計画に基づく個別計画でもあります。

### 練馬区地球温暖化対策地域推進計画の位置づけ



## (2) 対象とする温室効果ガス

地域推進計画では京都議定書を踏まえ、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の6種類の温室効果ガスを対象とします。

### 練馬区の温室効果ガス排出量

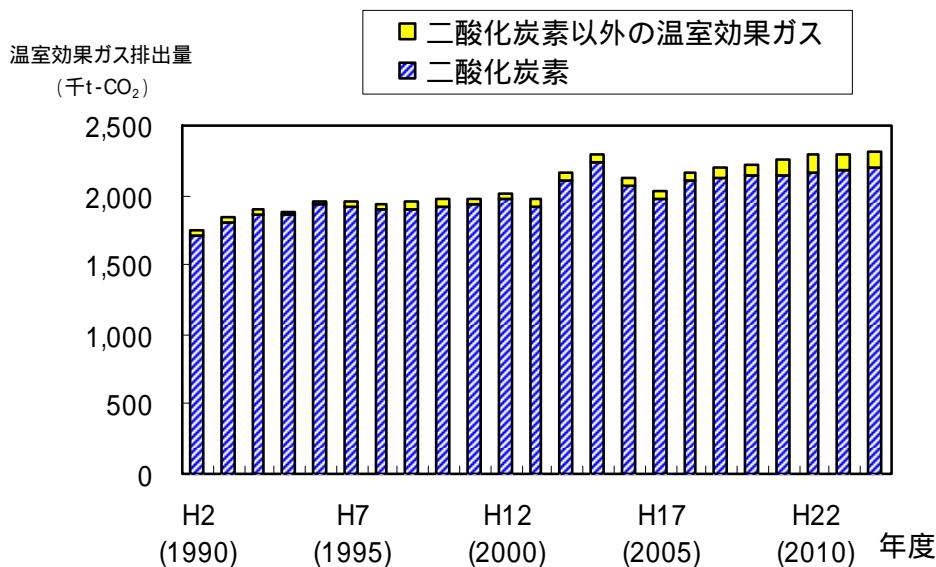
#### (1) 温室効果ガス総排出量の推移

現状レベルの温暖化対策のままでは、平成 24（2012）年度の温室効果ガス総排出量は、231万7千 t-CO<sub>2</sub>になると予測されました。（基準年度比で32.3%の増加）

年度	基準年度 H2(1990)	H7(1995) 実績値	H12(2000) 実績値	H17(2005) 実績値	H24(2012) 予測値
排出量(千 t-CO <sub>2</sub> )	1,751	1,963	2,020	2,024	2,317
基準年度比増減(%)	-	12.1	15.4	15.6	32.3

#### (2) ガス別排出量の推移

平成 24（2012）年度の温室効果ガス総排出量のうち、エネルギーの消費に伴って発生する二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）は、94.9%を占めると予測されました。

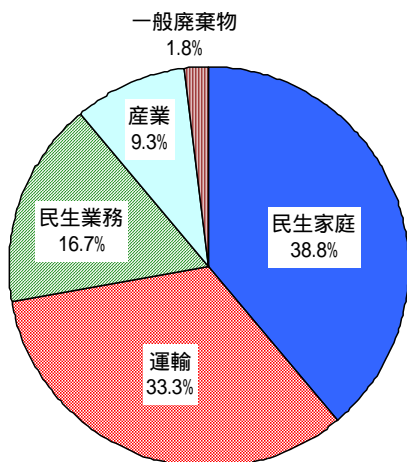


#### (3) 二酸化炭素の部門別排出量の推移

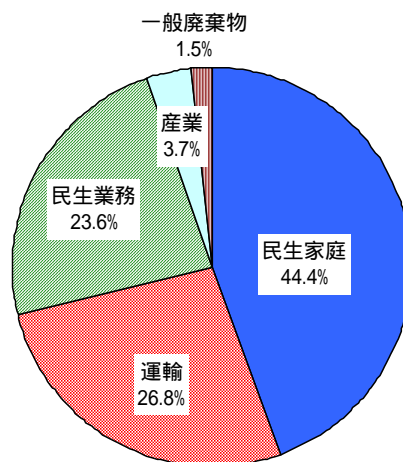
平成 24（2012）年度の練馬区の二酸化炭素の約95%は、民生家庭部門（一般家庭）や民生業務部門（事業活動）、運輸部門（自動車等）から排出されるものです。民生家庭部門と民生業務部門から排出される二酸化炭素の増加率は、他の部門の増加率より大きいと予測されています。



平成 2 ( 1990 ) 年度



平成 24 ( 2012 ) 年度



## 練馬区の地球温暖化対策の課題と計画の基本理念・基本方針・目標

### ( 1 ) 練馬区の特性を踏まえた地球温暖化対策の主要な課題

区民、事業者、区が一体となって、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門における省エネルギー対策に取り組んでいくこと。  
再生可能エネルギーの利用を拡大していくこと。

### ( 2 ) 基本理念および基本方針

地球温暖化対策の課題を踏まえ、また、省エネビジョンも考慮し、つぎのような基本理念、基本方針を掲げ、練馬区における地球温暖化対策を推進することとします。

#### 基本理念

わ  
練馬から広げよう エコの“環”

区民・事業者・区がそれぞれの足元から行動することによって、練馬区の中から地球温暖化防止の環を広げていきます。

#### 基本方針

##### 一人ひとりがエコライフに取り組みます

一人ひとりが、こまめな消灯、エコドライブなど、毎日の暮らしの中ですぐにできるエコライフの取り組みを実践していきます。

##### あらゆる場面でエコに取り組みます

区民、事業者、区が地球温暖化防止に取り組みます。省エネ性能の高い製品の選択、再生可能エネルギーの利用、事業活動の省エネ化、緑化の推進などを実践していきます。

##### みんなが手をつなぎ、温暖化防止に取り組みます

区民、事業者、区が地球温暖化防止に向けて連携し、協力する仕組みをつくり、より大きな効果を生み出します。

(3) 目標

基本理念・基本方針を踏まえ、練馬区において低炭素社会づくりを進めていくため、練馬区における温室効果ガス削減目標を掲げます。

短期的目標

平成 24 (2012) 年度までに、平成 12 (2000) 年度比で **8%削減**

平成 12 (2000) 年度より 16 万 3 千 t を削減 区民 1 人 1 日あたり 0.6kg を削減

【京都議定書目標達成計画を踏まえて設定】

中長期的目標

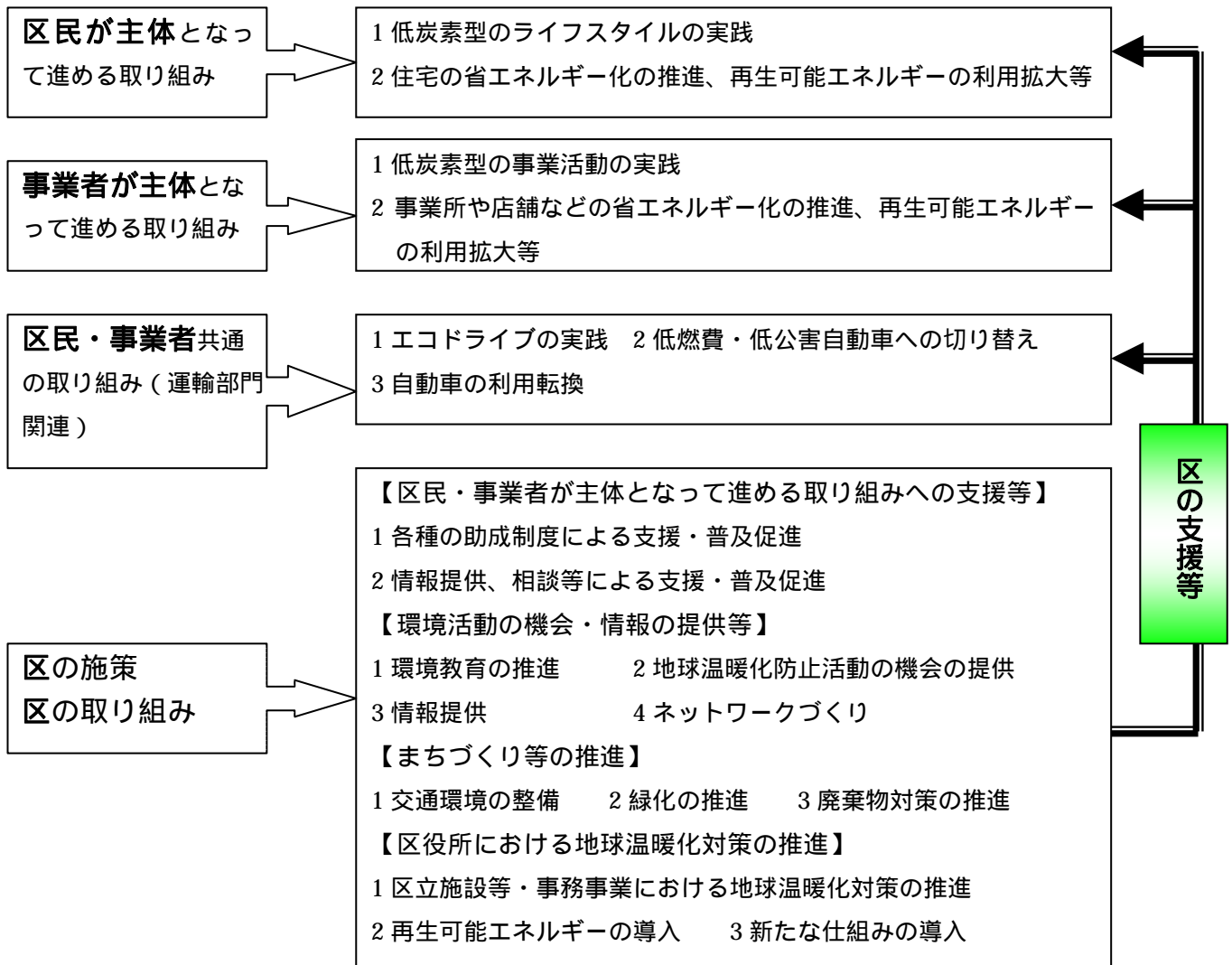
平成 32 (2020) 年度までに、平成 12 (2000) 年度比で **25%削減**

平成 12 (2000) 年度より 50 万 5 千 t を削減 区民 1 人 1 日あたり 1.9kg を削減

【東京都全体の目標を踏まえて設定】

練馬区における地球温暖化対策

(1) 地球温暖化対策の体系



(2) 区民が主体となって進める取り組み

低炭素型ライフスタイルの実践（すぐにできる取り組みとその効果）  
 毎日の暮らしの中で、お金をかけず、すぐにできる取り組み。（「区民一人ひとりの行動指針」を参照。）



**区民一人ひとりの行動指針**

場面	行動の具体例	1日あたりのCO <sub>2</sub> 削減効果（g）	1年間の節約金額（円）
冷暖房	冷房の設定温度を 27 から 28 にする	34	670
	暖房の設定温度を 21 から 20 にする	60	1,170
	1日の冷房の使用時間を1時間減らす	26	720
	1日の暖房の使用時間を1時間減らす	37	730
照明	部屋の明かりを電球型蛍光灯に替える	45	890
	誰もいない部屋の電気を消す	19	370
娯楽	1日のテレビやテレビゲームの時間を1時間減らす	40	790
	1日のパソコンの使用時間を1時間減らす	13	260
	家でみんなと一緒に過ごす時間をつくる	81	1,600
	出かけるときは、電気機器の主電源をこまめに切って、待機電力を節約する	65	1,280
キッチン	冷蔵庫の中を詰め込み過ぎない	18	350
	冷蔵庫は、きちんと壁から離す	19	370
	食器を洗う給湯器のお湯の温度を低く設定する	29	680
	残ったご飯をジャーで長時間保温しないようにする	37	730
洗面等	シャワータイムを1分短くする	74	2,660
	歯みがき中の水は出しっぱなしにしない	42	4,840
自動車	発進時はふんわりアクセル「eスタート」をする	207	4,430
	運転中は、つねに急な加速をしないようにする	73	1,560
	5秒の停止でアイドリング・ストップを心がける	110	2,360
	近くに行くときは、歩きか自転車にする	330	7,050
買い物	買い物にはマイバッグを持参して使い、包装の少ない品物を選ぶ	62	-
ごみ	ごみの分別を徹底して、容器包装プラスチックをリサイクルする	52	-
食事	練馬でとれた野菜を食べる	21	-
	合計	1,494 g	33,510 円

チームマイナス6%ホームページ、省エネルギーセンター「家庭の省エネ大辞典」、「エコライフチェック（練馬区平成20年度版）」より作成

住宅の省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用拡大等	
省エネルギー型住宅の建設	長寿命住宅の建設
既存住宅本体の省エネルギー化	屋上緑化・壁面緑化
敷地内の緑化	雨水浸透施設の設置
雨水利用	電球型蛍光灯への切り替え
省エネルギー性能の高い家電製品への切り替え	省エネナビの設置
住宅用太陽光発電設備の設置	家庭用高効率給湯機の設置
家庭用燃料電池設備の設置	ごみの減量・分別

### (3) 事業者が主体となって進める取り組み

低炭素型の事業活動の実践	
クールビズ・ウォームビズの推進	ISO14001等の環境管理システムの活用
省エネルギー診断の活用	商店街におけるエコマネーの活用
二酸化炭素排出がより少ない燃料への切り替え	廃棄物の分別・減量
事業所や店舗などの省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用拡大等	
電球型蛍光灯への切り替え	省エネルギー型の機器・設備への切り替え
再生可能エネルギーの利用拡大	商店街の省エネルギー化
省エネルギー型自動販売機への切り替え	屋上緑化・壁面緑化
敷地内の緑化	雨水浸透施設の設置
雨水利用	

### (4) 区民・事業者共通の取り組み（運輸部門関連）

エコドライブの実践	
低燃費・低公害自動車への切り替え	
低燃費・低公害自動車の購入・切り替え	
アイドリング・ストップ装置の取り付け、アイドリング・ストップ自動車への切り替え	
自動車の利用転換	
公共交通機関への利用転換	カーシェアリングの利用拡大

### (5) 区の施策・区の取り組み

区民・事業者が主体となって進める取り組みへの支援等	
低炭素型のライフスタイルへの支援	低炭素型の事業活動への支援
事業所や店舗などの省エネルギー化への支援	エコドライブへの支援
低燃費・低公害自動車への切り替えへの支援	自動車の利用転換への支援
住宅の省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用拡大への支援	

<b>環境活動の機会・情報の提供等</b>	
<b>【環境教育の推進】</b>	
省エネルギー出前講座等の実施	リサイクルセンター等地域拠点の充実
環境・リサイクルフェア、講演会等の開催の支援	
<b>【地球温暖化防止活動の機会の提供】</b>	
エコライフチェック事業	エネルギー事業者による相談会の開催協力
環境保全等に関する表彰	商店街等での環境イベントの支援
<b>【情報提供等】</b>	
地球温暖化防止リーフレット、パンフレットの作成・配布	
路上工事の合理化	
<b>【ネットワークづくり】</b>	
人材紹介・人材育成	地球温暖化対策地域協議会の設立
<b>まちづくり等の推進</b>	
<b>【交通環境の整備】</b>	
都市計画道路・生活幹線道路の整備	鉄道の連続立体交差化事業・複々線化等の促進
コミュニティバス事業の推進・充実	都営大江戸線の延伸促進
エイトライナーの整備促進	パークアンドライドの推進
低公害車に対する駐車料金の割引	自転車利用環境の整備
レンタサイクルシステムの推進	省エネルギー型街路灯の導入
遮熱性舗装、保水性舗装による路面温度低減	
<b>【緑化の推進】</b>	
みどり30推進計画の実施	
<b>【廃棄物対策の推進】</b>	
ごみ排出量の削減	廃食用油の回収・リサイクル
<b>区役所における地球温暖化対策の推進</b>	
<b>【区立施設等・事務事業における地球温暖化対策の推進】</b>	
練馬区役所地球温暖化対策プランの推進	区立学校における省エネルギー活動の推進
区営住宅の省エネルギー化・長寿命化の推進	
<b>【再生可能エネルギーの導入】</b>	
グリーン電力証書制度による自然エネルギー活用の促進	
区立施設等における自然エネルギー利用の推進	
バイオディーゼル燃料の普及	
<b>【新たな仕組みの導入】</b>	
(仮称)区立施設改修等環境配慮ガイドラインの策定	
練馬区版カーボンオフセットの実施	

## (6) 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 削減効果

・短期的目標に係る主な取り組みによる二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 削減効果の例を示します。

取り組み項目 (実施想定)	削減効果 t - CO <sub>2</sub> /年
省エネルギー型住宅の建設 (新築住宅の 66%が実施)	3,810
既存住宅本体の省エネルギー化 (既存住宅の 5%が実施)	380
電球型蛍光灯への切り替え (住宅)(住宅の 20%が実施)	8,083
住宅用太陽光発電設備の設置 (2,378 世帯が設置)	1,999
家庭用燃料電池設備の設置 (539 台を設置)	410
家庭用高効率給湯機の設置(エコキュート 32,950 台、エコジョーズ 22,179 台を設置)	9,139
クールビズ・ウォームビズの推進 (事業所・店舗等の 40%が実施)	259
電球型蛍光灯への切り替え (事業所・店舗等)(事業所・店舗等の 20%が実施)	5,602
エコドライブの実践 (乗用車・貨物車の 14.2%が実施)	31,238
低燃費・低公害自動車の購入・切り替え (乗用車・貨物車の 2.55%が実施)	5,186
みどり 30 推進計画の実施 (広葉樹換算で 82,000 本分の二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) 吸収効果)	51,660
ごみ排出量の削減 (ごみ量を H17(2005)年度比で 0.9%削減)	302
練馬区役所地球温暖化対策プランの推進 (H17(2005))年度比で 1%以上削減)	380
練馬でとれた野菜を食べる (地産地消)(練馬産の主な野菜 7 品目を区内で消費)	401
計	118,849

## 計画の推進方策

地域推進計画の進行管理は、計画の企画・立案 (PLAN)、取り組みの実施 (DO)、実施結果の評価 (CHECK)、計画の見直し (ACTION) という PDCA サイクルのプロセスに沿って進めていきます。

また、PDCA サイクルによる計画推進は、(仮称)練馬区地球温暖化対策地域協議会、練馬区環境審議会、区の関係部課長で構成される練馬区地球温暖化対策推進本部が担います。

## 地域推進計画の策定経緯

### (1) 検討組織

練馬区地球温暖化対策推進本部

地球温暖化およびヒートアイランド現象などの対策に向け、練馬区において区民・事業者・区の足元からの行動を進める施策を区として検討するために設置された、環境まちづくり事業本部長を座長、環境清掃部長を副座長とする関係部課長による検討組織です。また、下部組織として当推進本部の課長級職員による練馬区地球温暖化対策推進本部事前調整会議 (座長：環境清掃部長、副座長：環境政策課長) を開催しました。

## 練馬区環境審議会

練馬区環境基本条例第 22 条に基づいて設置された区長の附属機関で、区民、事業者、学識経験者、教育関係者、関係行政機関の職員で構成されています。地域推進計画の策定にあたっては、審議会へ 6 回（第 1 期 4 回、第 2 期 2 回）報告し、意見を聴きました。

### (2) 区民意見の募集(パブリックコメント)の実施

地域推進計画（素案）および地域推進計画（案）に対して、それぞれパブリックコメントを実施しました。計画（素案）には 5 通（44 項目）、計画（案）には 3 通（20 項目）の意見書が寄せられました。

### (3) 策定経緯

平成 19 年 10 月 22 日	第 8 回練馬区環境審議会(第 1 期) ・練馬区地球温暖化対策地域推進計画の策定について
平成 20 年 1 月 24 日	第 1 回練馬区地球温暖化対策推進本部会議 ・練馬区地球温暖化対策地域推進計画の策定について
平成 20 年 5 月 12 日	第 2 回練馬区地球温暖化対策推進本部会議 ・練馬区地球温暖化対策地域推進計画策定に係る中間報告等
平成 20 年 5 月 30 日	第 11 回練馬区環境審議会(第 1 期) ・練馬区地球温暖化対策地域推進計画策定に係る基礎調査の概要等
平成 20 年 8 月 7 日	第 1 回練馬区地球温暖化対策推進本部事前調整会議 ・目標案（目標年次、削減目標） ・温暖化対策の一覧およびその実施効果
平成 20 年 9 月 1 日	第 3 回練馬区地球温暖化対策推進本部会議 ・目標案（目標年次、削減目標） ・温暖化対策の一覧およびその実施効果
平成 20 年 9 月 2 日	第 12 回練馬区環境審議会(第 1 期) ・目標案（目標年次、削減目標） ・温暖化対策の一覧およびその実施効果
平成 20 年 10 月 22 日	第 2 回練馬区地球温暖化対策推進本部事前調整会議 ・練馬区地球温暖化対策地域推進計画（素案）たたき台
平成 20 年 11 月 4 日	第 4 回練馬区地球温暖化対策推進本部会議 ・練馬区地球温暖化対策地域推進計画（素案）
平成 20 年 11 月 21 日	第 14 回練馬区環境審議会(第 1 期) ・練馬区地球温暖化対策地域推進計画（素案）
平成 20 年 11 月 21 日 ～ 12 月 12 日	パブリックコメント ・練馬区地球温暖化対策地域推進計画（素案）について 意見書：5 通（44 項目の意見）

平成 21 年 1 月 13 日	第 3 回練馬区地球温暖化対策推進本部事前調整会議 ・練馬区地球温暖化対策地域推進計画（案）たたき台
平成 21 年 1 月 16 日	第 5 回練馬区地球温暖化対策推進本部会議 ・練馬区地球温暖化対策地域推進計画（案）
平成 21 年 1 月 30 日	第 1 回練馬区環境審議会(第 2 期) ・練馬区地球温暖化対策地域推進計画（案）
平成 21 年 2 月 1 日 ~2 月 20 日	パブリックコメント ・練馬区地球温暖化対策地域推進計画（案）について 意見書：3 通（20 項目の意見）
平成 21 年 3 月 13 日	第 2 回練馬区環境審議会（第 2 期） ・練馬区地球温暖化対策地域推進計画（案）(パブリックコメント後)
平成 21 年 3 月 17 日	練馬区地球温暖化対策推進本部（報告） ・計画案に係るパブリックコメントの結果および計画案の修正内容

## おわりに

現在、京都議定書の第 1 約束期間が終了する平成 24（2012）年以降の地球温暖化対策の中期目標等が国際的に検討されています。

日本の中期目標の検討にあたっては、「地球温暖化問題に関する総理の懇談会」の下に「中期目標検討委員会」が設置され、「地球温暖化の中期目標に関する意見交換会」、パブリックコメントの募集、世論調査、各界代表からのヒアリングが行われました。その結果、これまでの国民的議論、各界各層の意見を参考に、平成 21 年 6 月 10 日、わが国の温室効果ガスを平成 32（2020）年までに平成 17（2005）年比で 15%削減するという中期目標が発表されました。

練馬区においても、平成 22 年度からの次期長期計画において、地球温暖化対策に係る重点事業を計画化することとしています。

一方、身近なところでは、平成 21 年 5 月より、省エネ家電購入者に価格の一定割合を還元するエコポイント制度がスタートし、7 月からポイントの交換申請が始まりました。また、減税や補助金の影響を受けて、ハイブリッドカーを始めとするエコカーは、生産が間に合わないほどの人気を集めています。こうした環境、そして家計にやさしい商品を積極的に選択する光景が日常的に見られるようになり、エコはまさに時代の潮流となってきました。

地球温暖化対策は、区の取り組みだけでは解決できない大きな課題です。しかし、区民・事業者・区が一体となった足元からの取り組みが、解決に向けた第一歩であること、それは間違いありません。